

平成 30 年度から馬伝染性貧血検査が変わります

背景

これまで馬伝染性貧血の定期検査は、家畜伝染病予防法に基づき、本県では5年に1回行われていましたが、平成29年に我が国の馬伝染性貧血は清浄化されたとの評価を受けたことにより、**本県の馬伝染性貧血の定期検査は平成29年度いっぱい**で終了しました。

それに伴い、**輸入馬、競走用馬については自主検査となるため、今後は以下のような検査体制になります。**

輸入馬の自主検査体制

- 輸入馬（肥育用の馬を除く。）は着地検査実施時に、飼養者のみなさまには所管の家畜保健衛生所の職員が以下の内容を助言・指導します。

(1) 輸入馬（肥育用馬を除く。）

輸入後、少なくとも1か月の間隔をあけてから、着地検査期間中に馬伝染性貧血の検査を受けてください。

(2) 肥育用馬

輸入後、国内で飼養されている肥育用馬以外の馬と隔離して飼養してください。

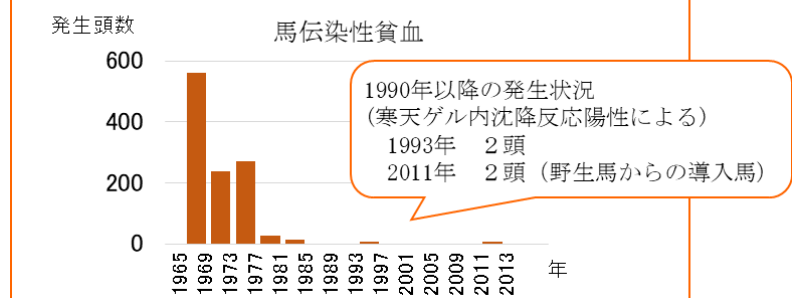
- 検査を実施する際には、かかりつけの獣医師に相談してください。
- 採血実施後、一般財団法人生物科学安全研究所に検査を依頼することができます。
- 検査費用は、公益社団法人中央畜産会が実施する事業で助成することを現在検討中です。

競走用馬の自主検査体制

- 未検査の競走用馬は当面の間、競馬場等への入きゅう前に検査を実施することとなります（主要馬産地において実施）。
- 中央競馬指定交流競走に出走する地方競馬所属の競走馬については、少なくとも過去1回は検査を受けている必要があります。



全国の発生状況推移



神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL 0463-58-0152 FAX 0463-58-5679